あること及び必然的に伴う経済的な影響のために高い周波数帯にこれらのシステムを移行することは魅力がないこと。

f)　ITU-Rは、2GHzの周波数帯において上記で定められたMSS分配と重複しない周波数部分で新たな固定業務システムの導入を促進するであろうITU-R勧告F.1098により整備された、2GHzの周波数帯の固定業務のための新たな周波数計画を制定したこと。

g)　同一周波数での対流圏散乱を用いた固定業務系とMSSの地球から宇宙へのリンクの共用は、一般的に可能ではないこと。

h)　幾つかの国は、国際電気通信連合憲章（1992年ジュネーブ）第48条の適用によりこれらの周波数帯を利用すること。

以下を認め、

a)　1885-2025MHz及び2110-2200MHzの周波数帯は、衛星部分は1980-2010MHz及び2170-2200MHzの周波数帯に限られるが、IMTによる世界的な使用のために特定されたこと、また、IMTの開発は、開発途上国における急速な電気通信基盤の開発を助ける潜在力となること。

b)　開発途上国への支援のために直接的な支援を示し、開発途上国の無線通信網に特定の変更の導入を考慮し、将来の世界開発会議は開発途上国の必要性を調べ、無線通信網に必要な変更を行う際必要とされる資源を用いて支援するときに、WARC-92はBDTに要請することを決議したこと。

以下に留意し、

ITU-Rは決議第716（WRC-95）に応えて、2GHzの周波数帯のMSSを収容する地上通信網の再計画を主管庁が考慮するのを援助するのに必要な計画作成のツールを提供するITU-R勧告F.1335を策定したこと。

以下を決議し、

1　３地域全てにおける1980-2010MHz及び2170-2200MHz並びに第二地域における2010-2025MHz及び2160-2170MHzの周波数帯で、2000年１月１日より前に使用される、保護を必要とする現存する若しくは計画されている固定局への周波数割当ての基本的な特性、又は既存の若しくは計画されている固定局の代表的[2]な特性を無線通信局に通告することを、主管庁に要請すること。

2　MSSに関する業務を導入することを提案している主管庁は、地上業務を所有している主管庁と調整するとき、そのような主管庁は憲章第48条に含まれる現存する又は計画されている設備を所有しているということを考慮する必要があるということ。

3　第9.11A号の適用が考慮される固定業務局に関して、３地域全てにおける1980-2010MHz及び2170-2200MHz並びに第二地域における2010-2025MHz及び2160-2170MHzの周波数帯で運用するMSS通信網に責任のある主管庁は、許容できない混信が2000年１月１日以前に通告され導入された固定業務局に起こらないことを保証しなければならないこと。

4　MSSによる2GHzの周波数帯の導入及び将来の使用を促進するため、

4.1　主管庁は、2000年１月１日より後に運用される新たな固定業務系への周波数割当ては、例えば、ITU-R勧告F.1098のチャネルプランを用いることにより、３地域全てにおける1980-2010MHz及び2170-2200MHz並びに第二地域における2010-2025MHz及び2160-2170MHzのMSS分配と重複しないことを保証すること。

4.2　主管庁は、2000年１月１日までに３地域全てにおける1980-2010MHz及び第二地域における2010-2025MHzの周波数帯で運用する対流圏散乱系をなくすためのあらゆる努力を行うことが求められること。これらの周波数帯では新たに対流圏散乱系の運用を開始してはならないこと。

4.3　主管庁は、技術上、運用上及び経済上の観点を考慮に入れて、３地域全てにおける1980-2010MHzの周波数帯及び第二地域における2010-2025MHzの周波数帯の周波数割当ての移行に優先権を与えつつ、３地域全てにおける1980-2010MHz及び2170-2200MHz並びに第二地域における2010-2025MHz及び2160-2170MHzの周波数帯での固定業務局への周波数割当てに重ならない周波数帯への段階的移行の実行可能な計画を作成することが求められること。

5　移動衛星系の導入に責任のある主管庁は、移行方策によって生じ得る現存するシステムに対する経済的な影響を最小限にするため、影響を受ける国、特に開発途上国の利害に配慮し、対策をとらねばならないこと。

6　全ての調整活動と同様に、無線通信網へのある種の変更を導入するために、2GHzの周波数帯で開発された新たな技術への接続の促進を希望する開発途上国への支援を行うことを、電気通信開発局に要請すること。

7　移動衛星系の導入に責任のある主管庁は、移動衛星系事業者に対して、特に最も開発の遅れた国の地上固定業務の保護に加わるよう要請すること。

以下をITU-Rに要請し、

無線通信局とともに、緊急事項として更なる研究を行うため、移動衛星システムの詳細な調整において混信の影響を評価するのに必要なツールを適切な時期に開発し、主管庁に提供すること。

以下をITU-Dに要請し、

緊急事項として、固定業務移行の開発途上国への財政的及び経済的影響を評価し、将来の権限ある世界無線通信会議及び／又は世界電気通信開発会議にその結論を提出すること。

以下を電気通信開発局長に要請し、

ITU-D及びITU-Rの関連する研究委員会間の共同活動を促進することにより、ITU-Dへの要請事項を実施すること。

以下を無線通信局長に指示する。

世界無線通信会議にこの決議の実施に関する報告を提出すること。

[1]　本決議は、移動業務には適用しない。この観点で、MSSによるこれらの周波数帯の使用は第9.11A号の規定の下で移動業務との調整に従う。

[2]　固定業務及び移動業務の局の周波数割当ての通告に関して、2000年１月１日までは制約なしで第11.17号に準拠した固定業務の典型的な局の特性を通告することが可能であった。

改　　決議第731（WRC-12、改）　71GHz以上における受動及び能動業務間の共用及び隣接周波数帯の両立性に関する問題の検討

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、